

# 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準の改正概要

## 1 概要

指名競争入札における建設工事等においては、応札意欲を誘引するため、応札や辞退の意思表示を行わなかった業者（棄権業者）に対して、平成30年10月1日以降の指名通知を行った案件から、1入札日の指名保留を行っております。

指名保留を行うことで、工事・コンサルタントにおける棄権率の減少には、効果が見られるものの、応札率の向上には効果が見られておらず、また指名保留に係る事務において、負担が大きい状況にあったことから、令和5年12月1日開催の草津市入札監視委員会において、入札棄権による指名保留の取扱いに対する御意見をいただき、令和6年度より入札棄権業者に対する指名保留措置を廃止することといたしました。

このことから、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準の一部改正を行います。

## 2 改正点

### (1) 別表第3 指名保留にかかる措置基準

措置要件	指名保留にかかる期間
1～5 (略)	(略)
<del>6 指名競争入札において、入札を棄権したとき。</del>	<del>1入札日</del>
7-6 その他、市長が特に必要と認めたとき。	必要と認める期間

## 3 施行日

令和6年4月1日